

## くみぐま利用規約

はじめに、この規約（以下「本規約」といいます。）はボノ株式会社（以下「当事務局」といいます。）は、当事務局が提供する商品・サービスである「くみぐま」の利用について、本商品・サービスを利用する利用者（以下「利用者」といいます。）と当事務局との間で定めるものです。

本利用規約は、当事務局の都合により変更されることがあります。当事務局が本規約を変更するときは、変更後の利用規約を掲載で利用者に告知するものとし、かかる掲載をもって、利用者は改定された利用規約に同意したものとみなします。

### ■ 1. 目的

本規約では、くみぐまのパーツ製作・配布・販売（以下「パーツ製作」といいます。）、及び、くみぐまの写真・映像・イラスト・ロゴ（以下、「画像など」といいます。）を利用する際に必要な事項を定め、日本の地域・企業・団体・個人の活動を応援するための

- ① PR・販売促進
- ② 地域振興・交流・場づくり
- ③ 新商品・サービス開発

に、寄与することを目的とします。

### ■ 2. 利用許諾の申請

- (1) くみぐまのオリジナルのパーツ製作・配布・販売の利用をしようとする者は、あらかじめパーツ製作・配布・販売利用許諾（以下「パーツ利用許諾」という。）申請を行い、当事務局の利用許諾を受けるものとします。
- (2) くみぐまの写真・イラスト・ロゴを利用しようとする者は、あらかじめ写真・映像・イラスト・ロゴ利用許諾（以下「パーツ利用許諾」という。）申請を行い、当事務局の利用許諾を受けるものとします。

### ■ 3. 利用許諾の手続き

(1) 当事務局は、利用許諾申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が当利用規約に合致していると認められるときは、利用許諾を行うものとします。なお、この場合、当事務局は利用方法その他について、必要に応じ条件を提示できるものとします。

(2) 当事務局は、前項に規定する利用許諾を行った場合は、当該利用許諾申請者へ通知するものとします。

(3) 利用許諾の期間は、特別な事由がない場合、利用許諾の日から1年間とします。

### ■ 4. 著作権

(1) 「くみぐま設計図」や「くみぐまゼロ号モデル」のデザイン、くみぐまのホームページやチラシなどで公開されている写真、映像、イラスト、ロゴなどに関する著作権は、事務局または各情報提供者に帰属します。これら（一部あるいは全部を問わず）を、利用許諾なく複製、公開送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案、転載、再利用しないことに同意するものとします。

(2) くみぐまのパーツ製作にかかる著作権は、当該パーツを製作したパーツ製作者に帰属するものとします。但し、パーツ製作者は、当事務局が単独で、又は、第三者と全部、又は、一部を共同で運営するその他のサービスの運営の目的に限り、対価の請求をすることなく、以下に定める権利を当事務局に対して許諾することを予め承諾します。なお、当該権利許諾は、パーツ製作者がパーツ製作者資格を喪失した後においても、有効に存続するものとします。

- ① パーツ製作者が提供した写真やその写真を説明する一切のテキスト情報の全部又は一部を複製する権利、公衆送信する権利、編集する権利、改変する権利及び翻案・翻訳する権利、広告での利用する権利
- ② パーツ製作者が提供したパーツやその写真を説明する一切のテキスト情報を展示会などのイベントで展示する権利、写真や映像などの撮影を行い公衆送信、編集、改変する権利、広告での利用する権利
- ③ パーツ製作者が提供したパーツの複製する権利、パーツ製作者と相談の上共同で販売・配布する権利

- ④ 前各号に定める権利を当事務局の委託業者及び共同事業運営者に再許諾する権利

## ■ 5. 利用許諾の制限

当事務局は、利用許諾申請者の利用内容や用途が次の各号のいずれかに該当する場合、その利用を許諾しないものとします。

- ① 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- ② 第三者の権利や利益を害するものと認められる場合
- ③ 政治、宗教又は思想的主張を表現したものに關する利用と認められる場合
- ④ 公職選挙法に抵触する行為
- ⑤ 無限連鎖講（ねずみ講）の勧誘を目的とする場合
- ⑥ くみぐまの信用又は品位を害するものと認められる場合
- ⑦ 本規約に違反する場合
- ⑧ その他、事務局がくみぐま利用として不適當と判断する場合

## ■ 6. 利用者の遵守事項

利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならないものとします。

- ① パーツ製作は、最新の参考資料「くみぐま設計図」、または、ぬいぐるみ見本となる「くみぐまゼロ号モデル」を参考にしてください。
- ② オリジナル製作ができるパーツは、当面の間、「腕」・「足」・「耳」・「尻尾」・「目」・「鼻」までとします。「頭部」、及び、「胴体」パーツの製作はできません。
- ③ 各パーツの取付構造の変更・改変はできません。（頭部、及び、胴体のループに、紐、又は、紐状の素材で繋げるようにすること）
- ④ 画像等の利用にあたっては、くみぐまの「利用手引」を参考に、その趣旨を損なわないよう十分に注意して利用してください。
- ⑤ 利用許諾を受けた権利を譲渡、転貸、又は、承継できません。
- ⑥ 利用者は、著作権の記載（©くみぐま）をするものとします。
- ⑦ パーツ製作者は、パーツに利用許諾番号（©くみぐま／利用許諾番号：xxxx-xxxxx）を明記するものとします。
- ⑧ その他、利用者は当事務局からの利用状況などの問い合わせがあった場合、応じるものとします。

## ■ 7. パーツ製作の利用料

パーツ製作の利用料については、当分の間、以下の条件とします。

### ① 非商業利用について

量産・配布・販売を目的としない「くみぐまパーツ」については、企業・団体・個人に限らず、基本「無料」で製作することができます。

### ② 商業利用について

以下の範囲まで、基本「無料」でくみぐまのパーツの製作・配布・販売ができます。

製作数：1 申請者あたり総計 1000 点以内

売上：1 回の申請にあたり 10 万円以内

期間：1 回の申請にあたり 2 年

上記を超える利用の場合は、当事務局と相談の上、別途契約を行うものとします。

## ■ 8. パーツの配布・販売について

(1) 利用者は、自身で制作したパーツの配布・販売を自由にできるものとします。

(2) 当事務局は、利用者が制作・配布・販売したパーツに起因する一切の責任を負いません。製造物責任の一切は、パーツを制作・製造した利用者側が負うものとします。

(3) 消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、利用対象物等には販売者、製造者、又は、制作者の名称と連絡先を明示するものとします。

## ■ 9. パーツの提出について

パーツ製作者は、当該利用許諾に係る完成品の現物、又は、画像を事務局に提出するものとします。

### 【パーツの送付先】

〒112-0014

東京都文京区関口 1-29-6,1F

ボノ株式会社「くみぐま事務局」宛

TEL：03-6228-0051

(※上記までの送料は製作者様でご負担ください。)

### 【画像の送付先】

URL：info@kumiguma.com

## ■ 10. 画像等の利用料

画像等の利用料については、非商業利用の場合に限り、当分の間、無料とします。商用利用の場合は、当事務局と相談の上、別途契約を行うものとします。

### ■ 11. 賠償責任等

(1) 当事務局は、利用許諾を行ったことに起因し利用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負いません。

(2) 利用者は、利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、当事務局に迷惑を及ぼさないように処理するものとします。

(3) 利用者は、パーツ製作、及び、画像などの利用に際して故意、又は、過失により当事務局に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を当事務局に賠償するものとします。

### ■ 12. 利用許諾の取消し

当事務局は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許諾を取り消すことができるものとします。

- ① 提出した利用許諾の内容に虚偽のあることが判明した場合

- ② 当規約に反することが判明した場合
- ③ その他、事務局がくみぐま利用として不相当と判断する場合

### ■ 13. 情報の公開

当事務局は、くみぐまの適正な管理と、広く利用促進を図る観点から、利用許諾の状況、及び、利用許諾の取消し状況について情報を公開することができるものとし、ます。

### ■ 14. 準拠法及び裁判管轄

本規約は、日本法に基づき解釈されるものとし、本規約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### ■ 15. お問い合わせ

本規約に関するお問い合わせは、以下の連絡先にてお受けしております。

ボノ株式会社  
我楽田工房・くみぐま事務局まで

住所：〒112-0014 東京都文京区関口 1-29-6,1F

電話：03-6228-0051

メール：info@kumiguma.com

URL：https://kumiguma.com

時間：平日 13:00～17:00（休日：土日祝）

制定：2018年5月10日